

## ○実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所規程

(平成 25 年 10 月 25 日制定)

改正平成 27 年 3 月 28 日改正平成 28 年 3 月 26 日改正

平成 29 年 3 月 25 日改正平成 29 年 12 月 20 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、実践女子大学学則第 12 条第 2 項に基づいて、実践女子大学に附置する下田歌子記念女性総合研究所（以下「研究所」という。）に関して必要な事項を定める。

2 研究所は、創立者下田歌子と実践女子学園の業績を検証するとともに、女性に関して学際的、総合的な研究を行うことを通して、女性の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 2 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 創立者下田歌子の業績並びに学園の歴史に関する調査・研究と、資料の収集・管理
- (2) 女性の社会的地位の向上や女性のあり方などに関する学際的、総合的な調査・研究
- (3) 前各号を踏まえた教育活動及び成果の発信並びに関連機関との連携事業

2 前項第 1 号の資料の保管及び利用サービスについては、実践女子大学・実践女子大学短期大学部図書館等学内他機関に委託することができる。

(部門)

第 3 条 研究所の事業の円滑な遂行のために、研究推進機構会議の議を経て必要に応じて部門を置くことができる。

(構成員)

第 4 条 研究所の構成員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 専任研究員
- (3) 兼務研究員
- (4) 客員研究員
- (5) 奨励研究員

2 前項以外に、必要に応じて副所長及び部門長を置くことができる。

(所長)

第 5 条 所長の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 所長は、実践女子大学(以下「本学」という。)の教授をもってこれに当て、学長が任命する。
- (2) 所長は、研究所を代表し所務を統括する。
- (3) 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、学長の任命により、所長に実践女子大学短期大学部の教授を当てることができる。

(副所長)

第6条 副所長の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 副所長は、本学又は実践女子大学短期大学部の専任教育職員（教授、准教授、専任講師、助教）をもってこれに当て、所長の推薦に基づき、学長が任命する。
- (2) 副所長は、所長を補佐する。
- (3) 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推薦した所長の在任期間を超えることはできない。

(部門長)

第7条 部門長の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 部門長は、専任研究員又は兼務研究員をもってこれに当て、所長の推薦に基づき、研究推進機構会議の議を経て決定する。
- (2) 部門長は、当該部門の運営を統括する。
- (3) 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(専任研究員)

第8条 専任研究員の身分、任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 専任研究員は、本学の専任教育職員とする。
  - (2) 専任研究員は、学部教授会の構成員となることができる。なお、構成員となるためには、当該教授会の議を経るものとする。
  - (3) 専任研究員の採用及び昇任は、所長の推薦に基づき、実践女子大学教員選考規程の手続きにより学長が決定し、理事長が任命する。
  - (4) 専任研究員は、主に第2条に定める研究所の事業及びその運営に従事する。
- 2 専任研究員は、研究所に部門を置く場合は、原則としていずれかの部門に属する。

(兼務研究員)

第9条 兼務研究員の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 兼務研究員は、本学及び実践女子大学短期大学部の専任教職員をもってこれに当て、所長の推薦により、研究推進機構会議の議を経て学長が任命する。
- (2) 兼務研究員は、研究所の企画に基づき調査、研究等の業務に従事する。
- (3) 兼務研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第10条 客員研究員の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 客員研究員は、本学及び実践女子大学短期大学部以外の研究者をもってこれに当て、所長の推薦により、研究推進機構会議の議を経て学長が任命する。
- (2) 客員研究員は、研究所の企画に基づき調査・研究等の業務に従事する。
- (3) 客員研究員には給与を支給しない。ただし、客員研究員が第2条に定める業務を行うために出張するときは、「実践女子学園職員等の旅費に関する規程」に基づき、交通費実費を支給する。

(4) 客員研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(奨励研究員)

第11条 奨励研究員の任命及び業務等については、次の各号による。

(1) 奨励研究員は、大学院に在籍する者又は本学の大学院を修了した者をもってこれに当て、所長の推薦により、研究推進機構会議の議を経て学長が任命する。

(2) 奨励研究員は、研究所の企画に基づき調査・研究等の業務に従事する。

(3) 奨励研究員には給与を支給しない。ただし、奨励研究員が第2条に定める業務を行うために出張するときは、「実践女子学園職員等の旅費に関する規程」に基づき交通費実費を支給する。

(4) 奨励研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究所運営会議)

第12条 研究所の運営に関する事項を審議するために、研究所運営会議を設ける。

2 研究所運営会議は、所長、専任研究員及び兼務研究員をもって組織し、所長がこれを招集し、議長となる。

3 所長は、必要と認める場合、客員研究員、奨励研究員に研究所運営会議への出席を求めることができる。

4 研究所運営会議は、次の各号について審議する。

(1) 研究所の事業の企画、実施、指導、管理等の運営に関すること

(2) 予算・決算に関すること

(3) 人事に関すること

(4) そのほか必要な事項

(重要事項審議)

第13条 次の各号に定める重要事項は研究所運営会議の審議を経て、研究推進機構会議に諮るものとする。

(1) 研究所の事業計画に関すること

(2) 予算・決算に関すること

(3) 人事に関すること

(4) そのほか研究所長が必要と認める事項

2 研究推進機構会議については、別に定める「実践女子大学研究推進機構規程」による。

(事務室)

第14条 研究所の事務を所掌する研究所事務室を置き、必要な事務職員を配置することができる。

2 事務職員は、学園の専任職員、契約職員又は臨時職員とする。

3 事務職員は、研究所の事務及び業務補助を行うものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、全学教授会及び大学協議会の議を経て、学長が決定し、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条にかかわらず、発足時の研究所の構成員については、常任理事会で選考し、理事長が任命する。

附 則(平成 27 年 3 月 28 日改正)

この改正規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 26 日改正)

- 1 この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、既に改正前の規程により専任研究員として在職している者の身分、業務等については、この改正規程による専任研究員として任命を受けるまで、なお従前の規定による。

附 則(平成 29 年 3 月 25 日改正)

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日改正)

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。